

気象警報等による臨時休業

大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報及びそれに準ずる特別警報が発令された場合に、以下の処置を行う。

- (1) 午前6時の時点で、新温泉町に上記の気象警報が発令されている場合、自宅待機とし、以後のニュースに注意する。
- (2) 午前7時の時点で、新温泉町に上記の気象警報が発令されている場合、臨時休業とする。
- (3) 午前7時の時点で、新温泉町で上記の気象警報が解除されている場合、平常通り授業を行うので、安全な方法で登校する。ただし、居住地、及び通学途中の地域に上記の警報が発令されている場合は、該当生徒は公欠とする。
- (4) 列車・バスともに運行停止の場合は、臨時休業とする。
- (5) 臨時休業で欠けた考查は、考查最終日の次の日に実施する。

この規定は令和3年4月より施行する